

令和7年7月22日

北海道旭川市「宿泊税」の新設

北海道旭川市から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。
新設される旭川市宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	北海道旭川市
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	旭川市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の用途	旭川観光基本方針に基づいて本市が抱える課題「通過型観光から滞在型観光への転換」「閑散期と繁忙期の入込客数の格差解消」などを解決し、本市への宿泊者を増加させる取組や、宿泊者へ還元することを目的とした施策に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊につき200円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約3.8億円
課税免除等	・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約33.6百万円
課税を行う期間	条例施行後5年を目途に見直しを行うこととする規定あり

- ・令和7年 3月25日 旭川市議会にて条例案可決
- ・令和7年 3月31日 総務大臣協議
- ・令和7年 7月22日 総務大臣同意
- ・令和8年 4月 1日 条例施行（予定）

連絡先

自治税務局企画課

担当：上田課長補佐、佐久間係長、大原

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。